

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 令和4年度後期高齢者医療被保険者証等一括印刷業務契約
(負担割合見直し関係)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 19,799,340円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和4年6月30日(木) ~ 令和4年9月28日(水)
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、全被保険者の被保険者証更新に伴う印刷業務である。令和4年10月に窓口負担割合が見直しされることに伴い、令和4年度は2回交付となる。

大量の印刷業務であることに加え、印字証を道内179市町村別に分類し納品する必要がある。印刷データ引渡しから納品までの期間が短く、かつ、業務の性質上一切の遅れが許されない業務である。

北海道国民健康保険団体連合会は、「北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用保守業務」の受託者であり、被保険者証印刷に必要な情報抽出処理を同一の者に行わせることで、限られた期間内において確実に業務を完了することができる。

制度発足当初より例年の被保険者証等一括印刷業務を毎年受託し、滞りなく完遂している実績もあり、当該業者は本業務を遂行可能な唯一の業者である。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、随意契約とする。